＜別紙６＞

博士論文全文に代わる論文内容の要約について

著作権保護、個人情報保護等の理由により、やむを得ない事由があると大学が承認した場合は、博士論文全文に代えて、その内容を要約したもの（以下、論文内容の要約）を公表していただくことになります（博士学位申請時に提出する「主論文要旨」とは異なりますので、ご注意ください）。

論文内容の要約については、各研究科共通の項目として以下のように設定しています。この項目をふまえ、研究科ごとに要約内容の考え方を設定していますので、各研究科事務室に相談してください。

|  |
| --- |
| 「論文内容の要約」項目1. 題名
2. 全体要旨
3. 目的と章構成
4. 各章要約
5. まとめ（結果・考察）
6. 主な引用文献・参考文献

提出時期：口頭試問までに各研究科事務局へ提出すること。 |